

令和7年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の 締結実績の概要

令和8年6月5日

国立研究開発法人産業技術総合研究所

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和7年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 令和7年度の経緯

環境配慮契約法並びに国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている、電気の供給を受ける契約、自動車の購入及び賃貸借に係る契約、船舶の調達に係る契約、建築物の設計に関する契約、建築物の維持管理に関する契約、建築物の改修に係る契約及び産業廃棄物処理に係る契約のうち、以下において環境配慮契約を行った。

（1）電気の供給を受ける契約

「高圧又は特別高圧」の電気の供給を受ける契約13件全てについて、裾切り方式（※）による入札を実施した。

（※）裾切り方式では、当該入札の申込者のうち、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギー活用状況、再生可能エネルギー導入状況、グリーン電力証書の譲渡予定量及び省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に係る数値をそれぞれ点数化し、その合計が基準以上である者の中から、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

（2）自動車の購入及び賃貸借に係る契約

1台の購入及び8台の賃貸借において、価格及び環境性能（燃費）を総合的に評価し、その結果が最も優れた者と契約を締結する総合評価落札方式による入札を実施した。

（3）建築物の設計に係る契約

建築物の設計1件について、環境配慮型プロポーザル方式により契約を行った。

(4) 産業廃棄物の処理に係る契約

「収集運搬」7件、「処分業」7件及び「収集運搬+処分業」15件の計29件全てにおいて、温室効果ガス等の排出削減への取組、優良認定制度への適合の評価に基づく裾切り方式による入札を実施した。

(5) 船舶の調達に係る契約、建築物の維持管理に関する契約及び建築物の改修に係る契約については、該当する案件がなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

○環境配慮契約を推進するための当研究所における体制として、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に基づき設置された「国立研究開発法人産業技術総合研究所グリーン調達推進体制」を活用することとしている。